2　法第六条第二項の規定により上陸の申請をしようとする外国人（特定登録者カードを所持する者として法第九条第四項の規定による記録を受けようとする者に限る。）は、前項第一号から第八号に掲げる事項に係る情報を第七条第四項に規定する電子計算機に受信させる方法により提供しなければならない。 ［号を削る。］ ［号を削る。］ ［号を削る。］ ［号を削る。］ ［号を削る。］ ［号を削る。］ ［号を削る。］ ［号を削る。］ ［3～11　略］	2　法第六条第二項の規定により上陸の申請をしようとする外国人（特定登録者カードを所持する者として法第九条第四項の規定による記録を受けようとする者に限る。）は、次に掲げる事項に係る情報を第七条第四項に規定する電子計算機に受信させる方法により提供しなければならない。 一　氏名 二　生年月日 三　住居の所在地 四　上陸の目的 五　乗つてきた船舶の名称又は航空機の登録記号若しくは便名 六　本邦に滞在する期間 七　本邦における連絡先 八　法第七条第一項第四号に掲げる上陸のための条件に関し入国審査官が申告を求める事項 ［3～11　同上］

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。